

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
『居間だけ断熱』編

令和5年3月20日版

公益財団法人北海道環境財団

よくあるご質問

| No. | 質問 | 回答 |
|-------------|--|--|
| A. 申請要件について | | |
| 1 | 対象となる住戸を教えてください | 本補助事業は要件を満たしていれば戸建、集個、集全のいずれも対象となります。 |
| 2 | 居間の窓は全て改修しなければならないのでしょうか？ | 居間の窓については全て補助対象製品で改修する必要があります。 |
| 3 | 居間とダイニングが繋がっている場合はダイニングの窓の改修も必要ですか？ | 居間と仕切りがなく平面で繋がっている部位の窓は全て登録製品を用いて改修が必要です。 |
| 4 | 居間全てと同時に施工する、その他の箇所の窓も申請できますか？ | 居間の全ての窓を改修すれば、浴室や廊下等の窓も併せて補助対象とすることが可能です。 |
| 5 | 同じ住戸で『トータル断熱』の補助と『居間だけ断熱』の補助の両方を申請することは可能でしょうか？ | できません。どちらか一方で申請お願いします。 |
| 6 | 現在居住していない住戸は対象になりますか？ | 現在居住していなくても専用住居で居住予定があれば対象となります。 |
| 7 | 戸建住宅・集合住宅(個別)で所有者以外の同居の親族でも申請はできますか？ | 所有者がご高齢や出張中等の事情で申請者となるのが困難な場合、同居の親族に限り所有者の同意書があれば、申請者となる場合がありますので、詳細については財団にご相談ください。 |
| 8 | 親の住宅を相続し入居することになりました。入居前にリフォームするのですが、本制度の補助対象事業となりますか？ | 相続を受ける方が完了実績報告時に当該住宅を所有し、登記事項証明書の写しを提出できる場合は申請可能です。詳細は公募要領の「2 事業要件とその詳細」をご確認ください。 |
| 9 | 集合住宅の「個別」と「全体」の違いは何ですか？ | 集合住宅の「個別」とは、住居として必要な機能を備えた一戸一戸の住戸のことです。集合住宅の「全体」とは、管理組合等が管理している1棟以上の住棟のことです。 |
| 10 | 戸建住宅・集合住宅(個別)で、個人が複数の住戸を所有している場合、常時居住する住戸と、賃貸に出している物件の両方の申請は認められますか？ | 両方とも申請は可能です。その際には1住戸ずつ申請してください。 |
| 11 | 二世帯住宅は「戸建住宅」として申請してよいですか？ | 補助対象要件を満たしている二世帯住宅は、本事業において集合住宅とみなします。ただし、内部で行き来ができる建物に限り、戸建住宅として申請することができます。 |
| 12 | 買取転売業者なのですが、申請することは可能でしょうか？ | 買取転売業者は申請できません。 |
| 13 | 集合住宅(全体)で、賃貸物件や空き住戸があっても全戸(店舗等を除く)で申請できますか？ | 管理組合が全戸(店舗・事務所等を除く)で申請することは可能です。ただし空き住戸の場合、入居予定のない住戸は対象外になります。 |
| 14 | 地域区分が7(もしくは8)なのですが申請できますか？ | 地域区分に関係なく申請が可能です。 |
| 15 | LEDの補助を受けるためには、電球、ランプの交換だけでも良いですか？【集全のみ】 | 電球、ランプのみの交換は補助対象外です。LED照明に取り替えるための必要な交換工事(本体+ランプ+工事費)に対して補助対象としています。 |
| 16 | 国の他の補助金との併用はできますか？ | 原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。また、補助対象となる部位が重複しない場合で、本事業で実施する工事の請負工事契約と、他の補助制度で対象とする工事の請負工事契約が別である場合については、併用することができる場合がありますので、詳細は財団にご相談ください。 |

よくあるご質問

| No. | 質問 | 回答 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|--|--|------|----|--------|--|---------|---|------|----|--------|--|---------|--|------|----|--------|--------------------------------------|---------|--|------|----|--------|----------------------|---------|--|
| B. 申請手続きについて | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | 補助単価を用いて算出した補助対象経費と見積書による補助対象経費を比較する場合、見積書の中の補助対象となる費目と補助対象外となる費目はどのようなものですか？ | <p>補助対象経費は以下の通りとなります。 ・補助事業の実施に必要な建築材料(高性能建材)の購入経費及び必要な工事に要する経費。</p> <p>【高性能建材(窓・玄関ドア・LED照明)】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">経費区分</th> <th style="width: 80%;">項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>・財団が公表した補助対象製品の購入費 ・補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費 ・補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材等 ・補助対象製品の取付・敷設に伴う解体撤去費(場内集積まで) ・補助対象経費を算出するための実測費</td> </tr> <tr> <td>補助対象外経費</td> <td>・養生費、清掃費、美装費、搬入費、仮設足場費 ・クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸・シャッター等の窓付属部材 ・諸経費、設計費、送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、法定外福利費</td> </tr> </tbody> </table> <p>【蓄電システム】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">経費区分</th> <th style="width: 80%;">項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>・財団の定める要件を満たした製品の購入費 ※ただし、保証年数に応じて定められた目標価格以下であること。</td> </tr> <tr> <td>補助対象外経費</td> <td>・補助対象製品の取付に係る工事費 ・既存品撤去工事費 ・運搬・搬入費 ・試験調整費 ・エネルギー供給事業者への申請費</td> </tr> </tbody> </table> <p>【蓄熱設備】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">経費区分</th> <th style="width: 80%;">項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>・財団の定める要件を満たした製品の購入費 ・製品の設置に必要な経費</td> </tr> <tr> <td>補助対象外経費</td> <td>・給湯工事における給湯配管、給水配管、風呂追い炊き配管、ガス配管工事にする費用(ガス管への接続工事は除く) ・既存品撤去工事費 ・試験調査費</td> </tr> </tbody> </table> <p>【熱交換型換気設備・空調設備】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">経費区分</th> <th style="width: 80%;">項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>・財団の定める要件を満たした製品の購入費</td> </tr> <tr> <td>補助対象外経費</td> <td>・補助対象製品の取付に係る工事費 ・既存品撤去工事費 ・運搬・搬入費</td> </tr> </tbody> </table> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に対する振込手数料は補助対象経費とはなりません。 ・消費税及び地方消費税額は補助対象経費とはなりません。 ・申請手数料は補助対象経費とはなりません。 | 経費区分 | 項目 | 補助対象経費 | ・財団が公表した補助対象製品の購入費 ・補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費 ・補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材等 ・補助対象製品の取付・敷設に伴う解体撤去費(場内集積まで) ・補助対象経費を算出するための実測費 | 補助対象外経費 | ・養生費、清掃費、美装費、搬入費、仮設足場費 ・クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸・シャッター等の窓付属部材 ・諸経費、設計費、送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、法定外福利費 | 経費区分 | 項目 | 補助対象経費 | ・財団の定める要件を満たした製品の購入費 ※ただし、保証年数に応じて定められた目標価格以下であること。 | 補助対象外経費 | ・補助対象製品の取付に係る工事費 ・既存品撤去工事費 ・運搬・搬入費 ・試験調整費 ・エネルギー供給事業者への申請費 | 経費区分 | 項目 | 補助対象経費 | ・財団の定める要件を満たした製品の購入費 ・製品の設置に必要な経費 | 補助対象外経費 | ・給湯工事における給湯配管、給水配管、風呂追い炊き配管、ガス配管工事にする費用(ガス管への接続工事は除く) ・既存品撤去工事費 ・試験調査費 | 経費区分 | 項目 | 補助対象経費 | ・財団の定める要件を満たした製品の購入費 | 補助対象外経費 | ・補助対象製品の取付に係る工事費 ・既存品撤去工事費 ・運搬・搬入費 |
| 経費区分 | 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象経費 | ・財団が公表した補助対象製品の購入費 ・補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費 ・補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材等 ・補助対象製品の取付・敷設に伴う解体撤去費(場内集積まで) ・補助対象経費を算出するための実測費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象外経費 | ・養生費、清掃費、美装費、搬入費、仮設足場費 ・クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸・シャッター等の窓付属部材 ・諸経費、設計費、送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、法定外福利費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経費区分 | 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象経費 | ・財団の定める要件を満たした製品の購入費 ※ただし、保証年数に応じて定められた目標価格以下であること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象外経費 | ・補助対象製品の取付に係る工事費 ・既存品撤去工事費 ・運搬・搬入費 ・試験調整費 ・エネルギー供給事業者への申請費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経費区分 | 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象経費 | ・財団の定める要件を満たした製品の購入費 ・製品の設置に必要な経費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象外経費 | ・給湯工事における給湯配管、給水配管、風呂追い炊き配管、ガス配管工事にする費用(ガス管への接続工事は除く) ・既存品撤去工事費 ・試験調査費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経費区分 | 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象経費 | ・財団の定める要件を満たした製品の購入費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象外経費 | ・補助対象製品の取付に係る工事費 ・既存品撤去工事費 ・運搬・搬入費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18 | 交付決定前に解体工事だけでも良いですか？ | 解体工事も一連の工事となりますので、交付決定前に行った場合には、事前着工となり補助対象外となりますのでご注意ください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19 | 交付決定以降に工事内容を変更しても良いですか？ | 交付決定後の申請内容の変更は原則認められません。やむを得ず変更する可能性がある場合には、必ず事前にその内容を財団にご相談ください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | 誓約書に押印は必要ですか？ | 誓約書に押印は不要です。なお、申請者氏名については、自署となります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | 集合住宅(全体)の申請書に「責任者」欄があります。どのような場合に「責任者」の記入が必要なのでしょうか？ | 申請者(理事長)のほかにも本事業の責任者(担当者)が存在するような場合は、責任者(担当者)名をご記入ください。理事長のほかにも責任者(担当者)がいない場合は、申請者の情報を責任者の欄にご記入ください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 22 | 完了実績報告書提出の際に必要な「領収書」が発行できない場合、他の書類でも代用は可能ですか？ | 領収書が発行できない場合は、支払いの実績が確認できる「振込先(元請業者等)が発行する経理書類」や「金融機関発行の振込証明書」等を提出してください。 ただし、以下の情報が明記されている書類であることを確認してください。 ・発行日(交付決定通知書の日付以降であること) ・発行者 ・振込者名(補助事業者名であること) ・振込先名(金融機関発行の証明書の場合のみ) ・領収又は振込金額 ・「補助対象経費を含む」の記載がされていること ※ネットバンキング等の振り込み明細画面を印刷した物だけでは不可とします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 | 完了実績報告書提出の際に必要な「契約書」ですが、電子契約書でも可能でしょうか？ | 電子契約でも契約に必要な項目が記載していれば可能です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| C. 補助対象製品について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 24 | 製品が登録されているかどうかは、どのように確認したらよいですか？ | 財団の専用ページ(https://ekes.jp) の「補助対象製品一覧」よりご確認ください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25 | 勝手口ドアやテラスドアも改修したいのですが補助対象製品はどのように選択したらよいですか？ | 「補助対象製品一覧」の検索結果で表示される「製品名」に、テラスドア、勝手口ドアの名称があるものを使用してください。なお、採風・通風タイプは「製品名」に明記されていない場合、使用できませんのでご注意ください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

よくあるご質問

| No. | 質問 | 回答 | | | | | | | | | |
|-----|---|--|-----|-------------|-----|-----------|-----|----|-----|----------|-----|
| 26 | トータル断熱では登録されている製品が居間だけ断熱用の補助対象製品では見当りません。何故でしょうか？ | 断熱性能の基準がトータル断熱より若干高くなっております。補助対象製品の検索画面のカテゴリ「窓」から「窓(居間だけ断熱)」を選択して製品をお選びください。 | | | | | | | | | |
| 27 | 集合住宅(全体)の申請でLEDを申請したいのですが対象となるLEDの基準はありますか？ | <p>補助対象となる共用部のLED照明器具は次の基準を満たす必要があります。</p> <p>1 環境配慮物品等の調達に関する基本方針の表1-2</p> <p style="text-align: center;">表 1 - 2 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値 2 (投光器及び防犯灯を除く。)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">光源色</th> <th style="text-align: center;">固有エネルギー消費効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">昼光色</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">120lm/W以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昼白色</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">白色</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">温白色</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">85lm/W以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電球色</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考) 1 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が 300mm 以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 95lm/W 以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 80lm/W 以上とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">2 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 130lm/W 以上とする。</p> <p>2 電気用品安全法によるPSE認証を得ていること(PSE認証マーク)</p> | 光源色 | 固有エネルギー消費効率 | 昼光色 | 120lm/W以上 | 昼白色 | 白色 | 温白色 | 85lm/W以上 | 電球色 |
| 光源色 | 固有エネルギー消費効率 | | | | | | | | | | |
| 昼光色 | 120lm/W以上 | | | | | | | | | | |
| 昼白色 | | | | | | | | | | | |
| 白色 | | | | | | | | | | | |
| 温白色 | 85lm/W以上 | | | | | | | | | | |
| 電球色 | | | | | | | | | | | |